

令和元年6月11日現在

機関番号：33908

研究種目：若手研究(A)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H05955

研究課題名（和文）オルタナティブな学校文化創造のための比較社会学的研究：日常的実践の可能性

研究課題名（英文）Comparative Sociological Research for the Creation of Alternative School Cultures: The Potential of Everyday Practices

研究代表者

森田 次朗 (MORITA, Jiro)

中京大学・現代社会学部・准教授

研究者番号：30732862

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 5,000,000円

研究成果の概要（和文）：本科研プロジェクトの研究成果は以下の3点である。第一に、日本の義務教育制度の枠外で不登校児童生徒を受け入れる民間施設（フリースクール等）の活動とその法制度化の取り組みを題材に、「オルタナティブ」な学校文化を可能とする法制度の条件について明らかにした。第二に、学習者（成人を含む）の諸権利を再定義するための理論枠組みを再考した。第三に、日本の義務教育制度の境界部に位置する多様な学びの諸実践を分析するための方法論（社会調査法）を整理すべく、海外の学術文献を翻訳（共訳）し、その応用研究を実施した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究成果の学術的意義は、「オルタナティブ教育」と呼ばれる多様な学びの空間において、学習者や教員、保護者たちによる「日常的実践」という統一的な分析枠組みの視点から、「学校」をめぐる法権利のあり方が再定義される過程を社会的に明らかにした点である。また、本研究成果の社会的意義は、不登校児童生徒の学習機会の保障という観点から新たな学校法制度を構想する際に、どのような課題が発生しうるかを多角的に明らかにした点である。

研究成果の概要（英文）： This research project's results can be summarized under the following three points. First, using as material the activities and efforts to institute into the law private facilities (free schools, etc.) that, outside the framework of Japan's compulsory education system, accept children not attending school, it clarified the legal system conditions that would enable "alternative" school cultures. Second, it reconsidered theoretical frameworks for redefining the rights of learners (including adults). Third, to develop a methodology (social research method) for analyzing the diverse learning practices located on the border of Japan's compulsory education system, a Japanese translation (joint translation) of scholarship from overseas was created and research carried out that applies it.

研究分野：教育社会学・福祉社会学

キーワード：学校文化 日常的実践 シティズンシップ 不登校/不就学 義務教育制度 オルタナティブ教育

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本科研プロジェクトを開始した当初の背景は、1990年代以降、日本社会においてこれまで公教育の枠外に置かれてきた「不登校児童生徒」や「不就学者」(高齢者や外国人を含む)を積極的に受け入れる、「オルタナティブ教育」と呼ばれる多様な学びの空間が多数登場しつつあり(国立教育政策研究所 2003) その結果、それら諸実践の法制度化(「多様な教育機会確保法案」, 「教育機会確保法」)を目指す運動が展開されていた点にある(前島・馬場・山田 2016; 森田 2016; 永田 2006; 中村 2016; 山本 2016; 吉田 2014)。

こうした状況のもと、近年、オルタナティブ教育に関する実態調査を通して、一斉授業や学習指導要領に代表される日本の学校文化の変容過程を考察しようとする研究動向が登場している。これら先行研究は、産業構造の変化や教育政策・法体系の違いというマクロな視点にたちつつ、1) 教育理念の単一性、2) 教育組織の固定性、3) 成員の閉鎖性という観点から「学校/非学校」とは何かを分析するとともに、民間のフリースクールなど学校教育基本法の枠組みによらない「学校文化」(school culture)の多様性を明らかにすることで、近代学校のオルタナティブネス(理念の複数性、組織的可変性、成員の開放性)を構想する点で意義がある。

しかし、先行研究には子どもや教員をはじめとするアクター自身が、いかに既存の学校文化を意味づけており、その結果、新たな学校文化が創造されているか、すなわち、教育現場における「日常的実践」を看過しているという課題がみられた。また先行研究は、オルタナティブ教育へのアクセスという視点、すなわち社会階層、ジェンダー、エスニシティ、年齢の点で「誰がその場にアクセス可能か」を統一的な分析枠組のもとで比較し論じる視点を欠いている。解決すべきは、ア) 児童生徒や教員、保護者、地域住民たちが公教育制度の境界部で実践している様々な葛藤や妥協の過程を捉えるとともに、イ) 誰にとって何のためにいかなる「教育空間」が形成されているかに注目しながら、学校文化の現代的変容の実態把握や公教育を基盤としてきた近代市民社会像の再検討にまでつなげる社会学的な実証研究がないことにあった。

2. 研究の目的

以上の背景のもとで本研究は、不登校及び不就学児童生徒の学習機会保障という観点から、現代日本の公教育制度の周辺部で登場しつつある「オルタナティブ教育」と呼ばれる多様な学びの現場において、児童生徒をはじめ、教員、保護者、近隣の地域住民たちが「あるべき人間像」をめぐる遂行している日常的な諸実践の過程を捉えることを通して、公共的な学校文化の生成過程を比較社会学的な観点から実証的に解明することを目的とし、以下の方法で研究計画を遂行した。

3. 研究の方法

本研究では、1) 一斉授業やナショナル・カリキュラム(学習指導要領)などに代表される既存の学校文化(特に社会化の諸形態)が、不登校児童生徒を受け入れる「オルタナティブ教育」の現場でいかに意味づけなおされているかを明らかにするため、比較社会学の観点からフィールド調査を実施した。具体的には、義務教育制度の「外部」で「学校に行かない子ども」を受け入れてきた民間施設の事例として、フリースクール(京都市等)と日本語教室(愛知県豊田市等)を選択すると同時に、義務教育制度の「内部」で不登校児童生徒を受け入れてきた事例として、夜間中学校や特例校、私立学校を選択した。同時に、国際比較の観点から、海外におけるオルタナティブ教育の事例(とりわけアメリカ合衆国、北欧諸国、東アジア諸国・地域)も詳細に参照した。

そのうえで、2) こうした教育実践の現場で生じつつある学校文化の生成過程に関する共通点と相違点を比較分析し、学校文化の変容が次に生み出し支えるであろう「近代市民社会像」を考察した。

4. 研究成果

本科研プロジェクトの主な研究成果は、下記の3点である。第一の成果は、「オルタナティブ教育」の法制度化に関するものである(主な発表論文)。具体的には、日本の義務教育制度の枠外で不登校児童生徒を受け入れるフリースクールの活動とその法制度化の取り組みを題材に、「オルタナティブ」な学校文化を可能とする法制度の条件について明らかにした。具体的には、2015年に議員立法により、フリースクールをはじめとする民間教育施設の法制度化を掲げて起案されたものの、最終的には廃案となった「多様な教育機会確保法案(通称)」を取り上げ、その課題と可能性について考察した。その結果、本法案の枠内では、1) 「個別学習計画」という届出制により、「年齢」や「国籍」によらず就学に関わるシティズンシップの諸権利(とくに学習権及び休息権)の適応範囲と内容が拡張されうること、2) ただし、社会階層間で利用格差が拡大する危険性を法案の賛成/反対派が看過しているため、学校による「社会的包摂の複数性」を論じる際には、格差是正の視点(所得に応じた累進的な利用負担等)が重要になることが明らかになった。

第二の成果は、学習者(成人を含む)の諸権利を分析するための理論枠組みに関するものである(主な発表論文、 及び図書)。従来の研究では、「学校文化」の多様性を明らかにすることで、近代学校の「オルタナティブネス」を構想することに力点がある一方で、1) オルタナティブ教育は、どのような「人間像」を掲げているかという視点と同時に、2) 誰がオ

ルタナティブ教育にアクセスできるかという視点をともに看過しているという課題がみられた。そこで本研究では、これらの2つの問題を解決すべく、それぞれシティズンシップ論と社会階層論の視点を新たに導入することで、オルタナティブ教育の現場において、その場を利用する学習者の諸権利がどのように再定義されているかを明らかにするための分析枠組みを考察した。

第三の成果は、オルタナティブ教育の方法論(社会調査法)に関するものである(主な発表論文、及び図書)。従来の研究では、オルタナティブ教育の諸実践を社会的に分析するための調査法が十分に整理されてこなかった。そのため、この問題を解決するため、量的調査(アンケート調査等)と質的調査(インタビュー、フィールドワーク等)を有機的に関連づける「混合研究法」に関する海外の学術文献を翻訳(共訳)するとともに、その応用研究を実施した。

<引用文献>(アルファベット順)

国立教育政策研究所, 2003, 『オルタナティブな学び舎の教育に関する実態調査報告書』.

前島康男・馬場久志・山田哲也, 2016, 『登校拒否・不登校問題資料集』創風社.

森田次朗, 2016, 「学校社会学の新しい分析枠組みを構想する 現代日本社会における「オルタナティブ・スクール」の諸形態からみた学校文化研究の可能性」『中京大学現代社会学部紀要』9(2): 129-59.

永田佳之, 2005, 『オルタナティブ教育 国際比較に見る21世紀の学校づくり』新評論.

中村国生, 2016, 「『多様な教育機会確保法』(仮称)の立法の動向と今後」『子どもの権利研究』日本評論社, 27: 109-14.

山本宏樹, 2016, 「教育機会確保法案の政治社会学 情勢分析と権利保障実質化のための試論」『教育と社会 研究』26: 5-21.

吉田敦彦, 2014, 「子どもと学び 多様な学び保障による『学習権2本立て制度』へ」『子どもの権利研究』日本評論社, 25: 39-41.

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計5件)

【研究ノート】堀兼大朗・相澤真一・森田次朗、「ユニバーサル・アクセス時代における高等教育進学者の様態の社会空間アプローチ 多重対応分析における投入変数とサブリメンタリー変数の関連から」『中京大学大学院社会学論集』、査読無、第18号、2019年3月、pp.25-38

森田次朗、「社会学教育から考える社会科・公民科の授業づくり 障害・多文化共生・不登校・トランスジェンダーを題材とした学部演習科目の実践から」、『中京大学教師教育論叢』、査読無、第7巻、2018年2月、pp.141-163

森田次朗・相澤 真一、「『文化・階級・卓越化』を読む 社会調査の方法として蘇り、更新されるブルデュー」、『中京大学現代社会学部紀要』、査読無、第11巻(第1号)、2017年9月、pp.103-138

森田次朗、「不登校問題をめぐる排除/包摂の重層性 「フリースクール」の法制度化とシティズンシップの再編」、『福祉社会学研究』、査読有、No.14、2017年5月、pp.121-143

相澤真一・森田次朗、「社会調査データによる日本の社会的分断線の構成要素に関する探索的検討 東海圏の大学生調査の基礎集計から」、『中京大学現代社会学部紀要』、査読無、第10巻(第2号)、2016年10月、pp.169-188

[学会発表](計3件)

森田次朗、「フリースクールにおける「学び」とは何か 社会学からの一考察」第60回教育心理学会(於慶應義塾大学日吉キャンパス)「合同企画シンポジウム」(「フリースクールにおける多様な学びと教育心理学 教育心理学はフリースクールの学びにどう迫るか」)、2018年9月15日

Shinichi Aizawa, Jiro Morita, Maki Takeuchi, Kentaro Hori, "Social Class within a College in the Mass Society: Japanese Application of British Bourdieusian Approach", British Sociological Association Annual Conference 2017 (the University of Manchester, UK), 2017年4月

森田次朗、「現代日本社会におけるフリースクールの諸実践からみたシティズンシップ形成の可能性 不登校問題をめぐる排除/包摂の重層性」、第14回 福祉社会学会(於奈良女子大学)、2016年6月

〔図書〕(計1件)

【翻訳】磯直樹・香川めい・森田次朗・知念渉・相澤真一(共訳)、『文化・階級・卓越化』(ソシオロジー選書)、査読無、青弓社、2017年10月、560

〔その他〕

ホームページ等

・【所属先業績データベース】(中京大学研究者業績データベース)

<https://kenkyu-db.chukyo-u.ac.jp/search/index.html?lang=ja&template=template1>

・【書評】森田次朗、『ひきこもりと家族の社会学』(古賀正義・石川良子編著)、『教育社会学研究』、第103集、2018年11月、pp.147-149

・【コメント】森田次朗、「伊藤報告及び成報告へのコメント 「障害福祉」と「子ども食堂」をめぐって」、『中京大学現代社会学部紀要』、特別号、2018年3月、pp.43-49

・【書評】森田次朗、『格差社会の中の高校生 家族・学校・進路選択』(中澤渉/藤原翔編著)、『フォーラム現代社会学』、第16号、2017年5月、pp.147-149

6. 研究組織

(1) 研究分担者

該当無し

(2) 研究協力者(所属は採択期間の最終年度である2018年度末時点)

研究協力者氏名:堀 兼大朗(中京大学非常勤講師)

ローマ字氏名: HORI, Kentaro

研究協力者氏名:高田 佳輔(中京大学非常勤講師)

ローマ字氏名: TAKADA, Keisuke

研究協力者氏名:孫片田 晶(京都大学文学研究科非常勤講師)

ローマ字氏名: SOHN-KATADA, Aki

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。